

「中小 M&A ガイドライン」の遵守における当社の取り組み

当社は、お客様の要望に最大限貢献できるように誠実、丁寧、親切な対応を心がけており、「中小 M&A ガイドライン」が求める基本的な営業姿勢を遵守することを宣言します。

具体的な取り組みは下記の通りです。

中小 M&A ガイドライン

I 支援機関としての基本姿勢

1.お客様の利益の最大化

・特に、FA、仲介業者や士業等専門家は、重要な判断をお客様に求める場合には、十分に説明して納得を得た上で進める必要があり、営業担当者は社内チェックリストに基づいてお客様の立場に立って説明することを第一としております。

2.それぞれの役割に応じた適切な支援

・M&A 専門業者は、マッチングやその後の諸手続き進捗管理等、総合的な支援を行うため、社内でスケジュール管理を実施しており、その都度適切な対応が行われているか確認しております。

・本ガイドラインで示した基本的な事項を適切に実施するとともに、中小 M&A 支援の質の向上に尽力することが望まれるため、信用を第一として丁寧、親切な対応を心がけております。

II M&A 専門業者

1.M&A 専門業者による中小 M&A 支援の特色

・中小 M&A 支援では、経験や知見の乏しい M&A 専門業者等の場合には、適切に業務を進められないおそれがあるため、社内チェックリスト、社内でのスケジュール管理、書式フォーマットでの統一化による品質の確保を行っております。

III 各工程の具体的な行動指針

(1) 意思決定

・中小 M&A において、想定される重要なメリット、デメリットを知りえる限り、お客様、相談者に対して明示的に丁寧に説明することとしております。

・相談者の企業情報の取り扱いについて、善管注意義務を負っていることを社内で確認しております。

(2) 仲介者・FA の選定

・仲介者・FA は、契約締結前に当該中小企業に対し契約に係る重要な事項について明確な説明を行い、営業担当者が当該中小企業の了解を得ております。

- ・両当事者から手数料をとる場合は、営業担当者がその旨を説明しております。
- ・利益相反の虞があるとして想定される事項につき、営業担当者が説明を行い、了承を得ております。

(3) バリュエーション

- ・仲介者は確定的なバリュエーションを実施しておりません。
- ・仲介者が自ら簡易的に算定したバリュエーションを示す場合、あくまでも参考資料として簡易に算定したものであると明示しております。
- ・必要に応じて土業等専門家等の意見をもとめることができることを説明しており、推奨しております。

(4) 譲受側の選定（マッチング）

- ・月額報酬は採用しておりません。

(5) 交渉

- ・仲介者は、一方当事者の利益のみを図ることなく、中立性・公平性をもって、両当事者の利益の実現を図る必要があるため、営業担当者は常に公平・公正な立場で業務に遂行するように教育しております。

(6) 基本合意の締結

- ・譲受側に独占交渉権を付与する等の趣旨から、基本合意を締結しております。
- ・意向表明に対する応諾は、基本合意とほぼ同様の合意を締結したものと扱っております。

(7) DD

- ・仲介者は、DD を自ら実施しておりません。
- ・仲介者は、譲渡側に過大な負担が生じないように、DD の調査対象を適切な範囲内とし、調査結果を譲渡側にも開示して情報共有するようにしております。

(8) 最終契約の締結

- ・最終契約は、可能な限り、中小 M&A に関する知見と経験のある弁護士の間与の下で締結することを前提としており、お客様の要望に応じてその都度対応しております。

(9) クロージング「CL」

- ・登記が発生する等、専門的な知見を要する場合、司法書士等の土業等専門家にも関与を依頼しております。

IV 仲介者における利益相反リスクと現実的な対応策

- ・契約前に仲介者であるということ（両当事者から手数料を取る旨も）を、両当事者に伝えております。

- ・バリュエーションに係る結論を決定せず、必要に応じて士業等専門家等の意見を求めるよう伝えております。
- ・仲介契約締結にあたり予め利益相反の可能性がある場合は、各当事者に対し明示的に説明を行っております。

V 専任条項の留意点

- ・専任条項設けるとしても、M&A 専門業者は当該依頼者に対し、他の支援機関にセカンド・オピニオンを求めることを許容すべきであり、契約書に記載しております。
- ・専任条項を設ける場合には、契約期間を最長で0.5～1年とするべきであり、依頼者の任意で中途解約できると明記する条項等も設けております。

VI テール条項の留意点

- ・契約終了後一定期間（テール期間）の間に、譲渡側と譲受側でM&Aを行った場合に、当該M&A専門会社が手数料を取得するテール条項の期間は最長でも2～3年としております。
- ・テール条項の対象は、当該M&A専門業者が関与・接触し譲渡側に対して紹介した譲受側のみに限定しております。

以上